

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「日本物価連動国債ファンド(ラップ向け)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款の変更を予定しております。これに伴い、当ファンドの受益者の皆様に対して重大な約款変更の手続きを行う予定ですのでお知らせいたします。

1. 変更の内容

当ファンドの信託期間を「無期限」から「平成 32 年 10 月 26 日まで」に変更するものです。

2. 変更理由

当ファンドの残高が減少しており、繰上げ償還が可能な状況ではありますが、投資期間の短い受益者がおられること等に鑑みて、信託期間を「無期限」から「平成 32 年 10 月 26 日まで」に変更します。また、当該信託期間までに運用の更なる継続が受益者にとって望ましいと判断される場合に信託期間を延長できるよう規定を設けます。

3. 異議申立てについて

上記約款変更にご異議のある方は、平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に、当社に対し書面でその旨をお申し出ください。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数の合計が、平成 28 年 1 月 27 日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成 28 年 3 月 3 日付で投資信託約款の変更を行い、平成 28 年 3 月 25 日より適用いたします。

この場合、ご異議のお申し出をされた受益者は、平成 28 年 3 月 4 日から平成 28 年 3 月 23 日までの間、当ファンドの受託会社に対し、販売会社を通じて自己に帰属する受益権を公正な価額で投資信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

以上

平成 28 年 1 月 27 日
東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
東京海上アセットマネジメント株式会社